

新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応について

(令和3年5月17日現在)

新型コロナウイルス感染症対策にかかる児童クラブの対応については、以下のとおりとします。なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性がありますことをお伝えします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、児童クラブの利用を自粛される方の保護者負担金の取扱いについて(期間の延長)

今後も新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されることから、感染防止のため、児童クラブの利用を自粛された場合には、保護者負担金を日割り計算により減額いたします。

期間：令和3年5月10日(月)～令和3年6月13日(日)まで

2. 児童クラブの臨時休業等について

児童クラブの在籍児童・職員が感染した場合は、必要に応じて、当該児童クラブの臨時休業を行うことがあります。

また、児童やご家族について、「感染が確認された」あるいは、「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず児童クラブに連絡いただきますようお願いいたします。

3. 日常生活における感染防止対策の徹底について

ご家庭においても、日常生活における三密(密閉、密集、密接)の回避、手洗い、マスクの着用など感染防止対策を徹底するとともに、他の都道府県への不要不急の往来自粛、大人数や長時間に及ぶ会食を避けるなど「人と人の接触の回避」や「感染リスクの高い場面の回避」の徹底に努めてください。

また、児童及び同居の家族等に発熱等の症状がある場合は、通所はしないで、家庭で様子を見るとともに、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談してください。

相談する医療機関に迷う場合には、「石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター」に電話で相談してください。

【連絡先】

石川県発熱患者等診断・コロナワクチン副反応相談センター 0120-540-004
(24時間対応、フリーダイヤル)

4. 感染者に対する偏見や差別の防止について

誰もが感染する可能性があります。新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。